

会計室職員不祥事防止委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 会計室職員の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱第8条に基づき、会計室職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- （2）不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- （3）不祥事未然防止のための職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- （4）前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は会計室長を、副委員長は審査課長をもって充てる。

3 委員は、出納課長及び審査課担当課長をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員長は会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

（その他の職員の出席）

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その他の職員が出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、審査課審査第1係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月12日から施行する。